



有限会社 ウンピング・エンド・カンパニー

〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピング神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol. 179 2017年05月17日

英国高裁判決：グーグル・アドワーズ/アドセンスと商標権侵害

英国の小売業 Argos Ltd（以下、Argos UK という）は、米国のソフトウェア企業 Argos Systems Inc に対する英国高裁におけるドメインネーム argos.com に関する商標権侵害及びパッシングオフ訴訟に敗訴した。

Argos UK は Argos Systems がグーグル・アドセンスの広告に argos.com を使用することで EUTM「ARGOS」を侵害していると主張した。Argos Systems は 1992 年にそのドメインネームを登録し、Argos UK は 1996 年にドメインネーム argos.co.uk を登録している。

Argos UK は Argos Systems がウェップサイト及び Email で argos.com を使用することには反対していないが、広告に関するドメインネームの使用は商標権侵害及びパッシングオフとなることを主張した。Argos Systems はグーグルのアドセンス広告プログラムに参加しており、Argos UK の広告は Argos Systems のウェップサイトに掲載されていた。これは Argos UK がグーグル・アドワーズプログラムとしてグーグルに支払ったお金を Argos systems のウェップサイトで広告がクリックされると Argos Systems が間接的に受け取ることを意味する。

Argos Systems に対する Argos UK の主張を退けるのに英国高裁は次の 2 点を指摘している。

* Argos UK はグーグル・アドワーズの条件に同意することで Argos Systems がドメインネームとして ARGOS を使用することに明らかに同意している。Argos UK は広告がどこに掲載されるか直接知る必要はなく、それは広告代理店より入手できる。

* Argos Systems は英国の消費者を対象としておらず、ARGOS は英国において使用されていない。英国から argos.com のウェップサイトへの訪問はほとんど誤ってなされ、それが Argos UK のウェップサイトでないと判ると直ちにそのウェップサイトより退出している。

上記の 2 点により本件を処理することができるが、裁判所は両者のその他の多数の点を指摘している。取り分け、Argos Systems は Argos UK の商標が登録された商品及び役務について ARGOS を使用しておらず、商標のいかなる機能に対しても悪い影響を与えていない。パッシングオフに関しては、公衆を実質的に誤認させるものではなく、損害又は損害の可能性がなく、ドメインネームの悪用でもない。

本判決はグーグル・アドワーズ又はアドセンスの使用が商標権侵害又はパッシングオフとなるかについて新たな根拠を示しているので興味深いものがある。しかしながら、本件の事実関係は極めて稀なものであり、英國の裁判所が将来どのように判断するかは定かではない。

(出典:INTA Bulletin)

備考:アドワーズとはグーグルが提供するクリック課金の広告サービスで、アドセンスはウェップサイト上にアドワーズの広告を配信してサイト運営者に広告収入の一部を支払うサービスです。